

「民法から見た相続、本来の相続」

～相続って、「相」が続くことなんです～

《メッセージ：SUMMARY》

「相続」は、そもそも仏教用語で、「相」が続いていくこと。 「相」とは、「すがた」という意味です。（家相、手相、人相...）

相続とは、先祖から、財産だけではなく、命、家系的な文化・伝統・DNA 等も含めて引き継がれた「相」＝L I F E（生命、生活、人生）を次代へと引き継いでいくことであり、単に遺産分割や相続税の対策のことではありません。

自分はどこから来たのか、「先祖」や引き継がれた「相」に向き合うことにより、自分の存在やファミリーの物語、そしてどこへ行くのかが見えてくるようになると思います。

私たちの社会は、安定的に生活で出来るように、いろいろな約束事で成り立っています。「相続」も、人の死亡により不安定になった権利関係などを明確に出来るように、「民法」等で定められ、社会の安定性（法的安定性）が保たれています。

民法は、一般的な慣行や常識を基に定められていますので、日常生活ではあまり民法を意識しなくても問題なく生活できていますが、相続を題材に、民法的な考え方（リーガルマインド）で見ることが出来るような切り口で、ご一緒に民法も見直してみたいと思います。

なぜ勉強、「生涯学習」？ 「観の目」を養う。

知識を整理し、新たに学び直すことにより、「世界観」をリフレッシュすれば、見える世界が違ってきます。

宮本武蔵の「五輪書」より。「観見二つの目あり。見の目は弱し、観の目は強し。」目に映っているだけの「見る」と、世界観で「観る」のでは見え方が違ってきます。

「学ぶ」とは、正しい「世界観」を身に着けていくこと。新たな「観の目」を養っていくことにより、共に、新たな世界に視野を広げていきましょう。生涯学習。

行政書士・AFP 石原隆彰



～『契約社会』に生きる～

契約社会=いろいろなルールや法律に関わる社会で生活しています。

【契約】 私達は、必要なものを、お金を払って他の人から買ったりするのに交渉します。これが契約です。契約なしでは一日も生活できません。この契約を用いて、自分の生活を、自分の意思で組み立てていく社会が、「契約社会」です。典型的なのは、「売買契約（民555条）」：「トライやる」の資料参照（P12）。

社会の成り立ちを、それを規律する「法律（民法等）」の目で見えていきましょう。

私的自治の原則と民法（特に契約の自由）

「私的自治」は、憲法の下で、①契約の自由、②団体の自由、③遺言の自由の「3つ原則」を民法で規定し、規制に触れなければ、何でも自由に決定できることを保証しています。

民法の多くの規定は、「任意規定」（自分たちで決めたことが民法の規定よりも優先）され、遺言も法定相続分に優先します。

公の秩序に反しない限り、民法の任意規定と異なる意思表示（権利の発生、変更、消滅等の法律効果の発生を望み、外部に表すこと）や慣習がある場合は、その意思表示や慣習に従うこととなります。（91条・92条）

※何も決め事をせずに解決すべき問題が生じた場合、民法の規定を適用して解決します。民法は、解決方法を用意してくれている親切な法律と言えます。

「契約の自由 4項目」 ①契約締結・②相手方選択・③契約内容・④契約方法。

521条：契約の締結及び内容に自由 522条：契約の成立と方式

【民法第1条 基本原則≪自由に対する歯止め≫】

① 私権の公共の福祉への適合。②信義に従い誠実に行う。③権利の濫用の禁止。

「民法」は、どのような法律？ 構造？

【私法の基本法】

法には、国と人との関係を規律する「公法」と、人と人との関係を規律する「私法」の「基本法」が「民法」です。「民法」は、①私法関係を規定するための基本的な仕組みと、②私法関係に関する問題を解決（利害調整等）する基本的な考え方を定めた法律です。一般的な社会の常識が反映されています。

【民法の対象】

民法の対象は、「財産関係」と「家族関係」です。「財産法」は、財産をめぐる人と人との間に生じる問題を規律する法。さらに「家族法」は、家族に関する身分を定めた「親族法」と相続や遺言などを規定した「相続法」で構成されています。

「財産法」の定める経済関係とは、「所有」と「契約」に要約されます。

【パンデクテン方式】各則の共通事項を、「総則」として前に抽出していく手法。

【一般法と特別法】「一般法」は、全ての市民やケースに平等に適用される法律に対して、「特別法」は、ある特別の人々の間や領域にのみ適用される法律で、特別法が一般法に優先適用されます。後にできた法律も優先されます。消費者契約法、借地借家法、商法など

が、民法の特別法です。さらに特定商取引法は、消費者契約法に優先適用されます。

民法（契約社会）の構成要素：①人、②物、③所有権、④契約の4要素

- ①「人」：権利の主体。（民3条：権利能力）私権の享有は出生に始まる。権利の主体。
（民3条の2：意思能力）法律行為の当事者が意思表示した時に、意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。「意思能力」：自己の行為の法的な結果を認識・判断できる能力。意思能力の有無とは別に、独立して取引をする能力が「行為能力」。
「法律行為」とは、意思表示の内容どおりに法的な効果を発生させる行為：契約・遺言
- ②「物」：人以外のもの（権利の客体）
- ③「所有権」：人が物を所有（自由に、使用、収益、処分）する権利：民206条
「人」の「物」に対する権利が「物権」で、「所有権」もその一つです。「人」の他の「人」に対する権利が「債権」です。
- ④「契約」：反対方向の意思の合致で成立。民521・522条。法的拘束力等。

法律の構造と読み方（解釈）

【一般的な構造】

第1条には、その法律の「目的・趣旨等」が書かれています。何のための法律で、どのように解釈するかがわかります。「この法律は、～」

第2条以下には、「定義（用語の説明）」が書かれており、その法律で使われる用語の意味を特定します。「この法律において、〇〇とは～」

【「法律要件」と「法律効果」】

現実の社会にはいろいろな事実（法律事実）があります。

法律には、法律事実があり、それがあつた法律上の要件（条件）を満たせば、一定の法律上の効果を与えるということが書かれています。

概ね、条文の前半が「法律要件」で、後半が「法律効果」になっています。

『契約』って何？ 「契約」と「約束」は違う。どこが？

契約は、成立後、約束した内容の実現を法律で縛られます。

契約が「法律行為：意思表示の内容のとおり効果が発生する行為のこと」であるから。

約束は、法律の縛りはありません。

（民522条：契約の成立と方式）①「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。」②「契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。」：諾成契約

【契約関係の効力】 売買契約であれば成立すると、お店は品物を引き渡す義務（相手は

受け取る権利)と、客は代金を支払い義務(相手は受け取る権利)に、お互いに、法律で縛られます。この関係を法律で縛られるところが、普通の約束と違います。

【契約関係の終了】 お互いに義務を果たすことによって、この契約関係は終了します。

【売買契約：民 555 条】 お店に行って、口頭で物の売買の契約が成立(買います・売ります)すると、(特別な決め事がなければ)、その瞬間にその物の「所有権(民 206 条)」が、お店から、お客様に移動します。お客様の物(使用、収益、処分が可能)になります。売買等ほとんどの契約は、口頭で成立する書面のいない「諾成契約」ですので、契約時の「会話・電話」には、正確性など注意が必要です。《法律要件は？ 法律効果は？》

遺産相続の流れ(基本はこの4つ。順番が大切)

I. 遺言書の確認 II. 遺産と相続人の確認 III. 相続の選択肢 IV. 遺産分割

- ・相続は、「死亡」によって開始。(民 882 条)
- ・相続人は、被相続人の財産上の権利義務(負債も含め)を当然に承継する。(共有状態に)。

I. 遺言(いごん)の確認

まず最初に行う最も大切な行動です。後から遺言書が出てきたら、遺産分割協議が出来ていても、ほぼすべてやり直しになります。

「有効な遺言書」があれば、遺言執行人等がその内容の通りに実行すればいいので、これで終わりです。全員の合意で、遺言と違う分割も可能ですが、一人でも遺言通りの配分の主張があれば、遺言が法定相続分に優先します。(民 902 条)

なお、民法改正で、遺言の内容で法定相続分を超える部分は登記がなければ対抗できません。これは遺産分割協議の結果も同様です。できるだけ早めの登記が必要です。

「遺言のない場合」：II～IVの手続きに。

とりあえず共有状態になっている相続財産の分割を相続全員で協議(遺産分割協議)。今は、預貯金もこの中に含まれ、協議中は固定されたまま。法改正で一部引き出し可能に。

II. 相続財産と相続人の確認

「相続財産の詳細」

全ての相続財産(プラスの財産も負債などマイナスの財産も)をもれなく把握。

「相続人の確認」

相続権者：配偶者と血族相続人(第1順位：子、第2順：直系尊属、第3順位：兄弟姉妹)
被相続人の「戸籍」を取得して確認。

出生～死亡までの全戸籍謄本・除籍を取得し、正確な「家系図」により相続権者を確定。

これらをそろえて、法務局の「法定相続情報証明制度」を活用すると、無料で証明書を何通でも発行してもらえます。以後は戸籍はほぼ不要。別添資料参照

Ⅲ. 相続の三つの選択肢

全ての情報をそろえ、相続を知った日から3か月以内に（熟慮期間）に、相続を判断。

- ① 「単純承認」プラスもマイナスもすべての財産を相続すること。特別な手続きは必要なく、3か月経過すれば単純承認に。それまでに相続財産を使っても承認とみなされます。単純承認したくなければ、限定承認か相続放棄。
- ② 「限定承認」借金の金額が不明の時、プラスの財産で清算し、残余財産が出た場合のみ相続する方式。限定承認は、相続人が個別には行えず、知ってから3か月以内に、相続人全員で家庭裁判所に手続きしなければなりません。
- ③ 「相続放棄」相続を放棄するとは、「最初から相続人でなかった」ことを意味します。被相続人が債務超過の場合などに必要な手続き。相続放棄は、相続人ごとに家庭裁判所に申請可能。子が放棄すると、親、兄弟に相続権が及ぶので、影響が及ぶ範囲の相続人に連絡する方がいいでしょう。知ってから3か月で単純承認となります。

※ 相続財産の処分をしてしまった場合、単純承認したとみなされますから要注意。

※ 遺産分割協議で、「相続分なし」で遺産分割協議書に署名・押印したり、遺産を相続しない合意書等だけで相続放棄と誤認（勘違い）しているケースもあります。これらは、あくまで、相続人間でのみ有効性があり、債権者には効力がありません。

「家庭裁判所」で手続きをしていなければ、相続放棄は成立していません。

具体的には、家庭裁判所で、「相続放棄の申述書」という手続きが必要です。

Ⅳ. 遺産分割協議

相続人全員の合意があれば、どんなわけ方でもできます。法定相続分（民900条）は任意規定で、遺言・合意があればそれが法定相続分（任意規定）に優先する。（民902条）

遺産分割協議で、合意が得られなかった場合は、家庭裁判所に調停の申し立てに。

- ① 遺産分割調停：調停委員を介して、自分の遺産の取り分を主張して、話し合いに。
- ② 遺産分割審判：提出された書類や当事者の希望や主張をもとに、裁判所が「審判」を下して、分割方法を指定します。

※「相続争い」は、数年に渡ることもあり、時間と費用を費やすばかりでなく、家族関係は修復不可能になるでしょう。一般には遺言で対策ですが、ご自身の生前から、問題をファミリーで解決できるような人間関係の構築が肝要でしょう。普段から、盆、正月などに、一族で先祖供養していると極端な争いにはなり難いようです。（経験的に）

相続争いの主な要因

- ① 任意規定である法定相続分（民900条）を権利と誤認。（強行規定の遺留分は権利）
- ② 前所有者の被相続人が不在。（特に、両親ともなくなった2次相続でもめやすい）
- ③ 相続人に損失回避性など人間の特性が働く。

「プロスペクト理論（2002年ノーベル経済学賞）」：行動経済学

人間は、損が得の2倍以上（損失回避係数は2.25）に感じられ、得をすることよりも、

損を嫌う傾向≪損失回避傾向≫になりがち。

遺産分割でも、平等分割に近づけても、心理的には全員が損をしたように感じている可能性があり、(手に入らなかったもの(損)の方が大きく感じられるから。)要注意です。

スパイト行動 自分が損をしているのだからお前も損をすべき!という心理傾向 : 生贄探し。足の引っ張り合い。横並び傾向の日本人に多く見られる傾向とか。

④ 全員の合意があれば、遺言を覆すことができる。(一人でも反対すれば遺言通りに)

相続に関する民法改正(平成30年7月13日公布)概要

- ① 配偶者の居住権を保護するための方策：節税利用には要注意
- ② 遺産分割に関する見直し
- ③ 「遺言制度」に関する見直し
 - ・「自筆証書遺言の方式緩和と保管制度の創設」
 - ・「相続開始時の状態で移転できる遺贈の担保責任等の改正」(そのままの状態に可能に)
 - ・「遺言執行者の法的地位と権限の明確化」
- ④ 遺留分制度に対する見直し(金銭債権化等)
- ⑤ 相続の効力等の効力に関する見直し
- ⑥ 相続人以外の親族の貢献を考慮するための方策(民1050条：新設)

遺言書を書いた方がいい人は？

- ・ 認知症の疑いがある推定相続人がいる場合。遺産分割協議に成年後見人を立てる必要があります。そしてその後、被後見人がほぼ亡くなるまで後見人の報酬の支払いが必要です。
 - ・ 結婚を2回以上していて、それぞれに実子がある場合。
 - ・ 子どもが一人もいない場合。兄弟姉妹〈遺留分なし〉だけで、相続人も多人数で代襲相続も発生
 - ・ 事業や家業等(農業)を行っている場合。事業用資産や経営権等。
 - ・ 多額の負債を抱えた推定相続人がいる場合。法定相続分で共有登記後に持ち分売却され第三者が介入することがある。
 - ・ 子どもによって差があり、法定相続分では不公平になるような場合など(平等≠公平)
- ※ 「民事信託(家族信託)」活用の方がいい場合もあります。

「遺言」(3種類)と「死因贈与」(民554条)

「遺言」は、次の3種類があり、遺言者の「単独行為」ですが、『死因贈与：民554条』は、死亡を原因(期限)とする二者間の贈与に関する『契約』で、不動産の仮登記も可能です。

- ① **自筆証書**(民968)：全文、日付、氏名を自書し、押印したもの。
- ② **秘密証書**(民970)：証人2人以上と遺言者の申出を基に、公証人が本人の作成を証明。
- ③ **公正証書**(民969等)：証人2人以上と遺言者の口授を基に、公証人が作成、原本保管。

自筆証書遺言の方式緩和

従来、遺言の本文中に自筆で記載していた「**財産目録**」について、遺言本文とは「別冊」として、本文との一体性を条件に、財産目録のワープロ化も認められた。一つの遺言としての一体性を保てるように、それぞれ各葉に署名、押印し、各葉間には契印を押印する。

遺言は、「単独行為」で、効力発生時に当事者も相手方が存在しないので、正確性が求められるため、自筆証書遺言から、遺言内容の実現の確実性の高い「公正証書遺言」への移行が望ましいでしょう。

遺言文の記述：「遺贈する」・「相続させる」等

「遺言」において、「遺贈する」と「相続させる」という類似した文言が使われる。

「遺贈」とは、民法に定める方式の遺言により、遺言をする者が、特定の者に対して財産を贈与する意思表示をすることで、「**包括遺贈**」と「**特定遺贈**」（民 964 条）があり、**法定相続人以外も指定**できます。相続とほぼ同じ効果ですが、不動産の遺贈の場合は、相続の場合とは異なり、対抗要件としての**登記を必要**とし、**所有権の移転登記**は、単独で行えず、**他の相続人等の協力を必要**とする。

「**包括遺贈**」は、特定の者に財産の何分の一を与えるというような抽象的な意思表示で、民法の「相続」の規定の大部分が適用されるが、**代襲相続等の規定は適用されません**。（民 990 条）。**裁判所等への手続きも相続と同様**です。一部の割合指定の場合は、その**評価法**において争点が潜在することになる。

「**特定遺贈**」は、**負債などを引き継ぐことなく、「特定の財産」のみを引き継ぐこと**になり、放棄等の手続きも裁判所を通じずに、相続人に対する意思表示可能である。

「**相続させる**」旨の「**特定財産承継遺言（民 1014 条②）**」については、判例等で、**相続人の間の「遺産分割方法の指定」**と解釈されています。相続させる客体が不動産の場合は、対抗要件としての登記を必要とせず、**所有権の移転登記**も、他の相続人等の協力なしで、**単独**で行えます。法改正で、法定相続分を超える部分については、登記により対抗要件を具備することが必要になりました。遺産分割協議も同様です。**早めの登記を**。

包括遺贈を、割合で行った場合、評価方法で争いになるケースもありますので、財産を特定する方が望ましいです。そして「遺贈」か、「相続させる」か、**それぞれの特徴**をよく理解のうえ検討して、記述を決定してください。

法定遺言事項と付言事項

① 法定遺言事項

遺言書で実現できることは、「**法定遺言事項（下記）**」として規定され、**法律上で効果**を生じるような形で遺言書に記載されますが、法定遺言事項以外も、法律や公序良俗に反しない限りは記載が許されます。

相続分の指定（その委託）、特別受益者の相続分に関する指定、遺産分割方法の指定（その委託）、遺産分割の禁止、共同相続人間の担保責任、遺贈（包括・特定遺贈）、遺贈の減殺方法の指定、一般財団方法の設立、信託の設定、遺言執行者の指定（その委託）、祭祀主宰者の指定、推定相続人の廃除（取り消し）、認知、未成年後見人の指定・未成年後見監督人の指定

② 付言事項（法定外の事項）

法定遺言事項とともに、法的に強制力を持たない事項も、遺言書に記載可能で、このような内容を、付言事項又は法定外事項と言います。遺言した内容についての理由、説明、相続人らに対する感謝の気持ち、遺言者の葬儀方法についての希望などの記載です。

付言事項は、法的効力がなく、相続人に対して強制はできませんが、遺言書を読んだ相続人が、遺言者の意思を前向きに実現してくれる可能性があります。

しかし、相続分の指定等に関して、あまり詳しく理由を書き過ぎると、かえって相続人の間で感情的な摩擦を起こす原因にもなることもあるようです。生前の会話が大切です。

【死因贈与（民 554 条）】

相続発生までに、家族間で問題がある場合は、一般的に確実性の高い公正証書遺言も、「後遺言優先の原則」から、日付の新しい遺言が自筆証書であっても、抵触部分の無効と後遺言内容の優先適用が生じるため、変更が困難な死因贈与の活用も検討すべきでしょう。

死因贈与は、単独行為の遺言とは異なり、死亡を期限とする当事者間の「贈与契約」による成立し、民法の遺贈に関する規定が準用されます。

契約内容の「仮登記」が可能であるので、内容の改ざんがされにくく、所有者も売却等が出来ず、贈与財産は確実に保全されるので、案件によっては遺言との併用も有効です。

名義預金

贈与は、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示で成立する契約のため、当事者一方の意思では成立しません。内緒の贈与（名義預金等）は、契約不成立で所有権は移転せず、相続財産とみなされます。贈与成立の実態の記録（贈与契約書、贈与税の申告納税）など証明できるものが必要です。

債務引受・債務免除

債務免除等のマイナス財産の処理には、贈与税課税のリスクに注意。「贈与契約」に基づく財産の移動だけではなく、実質的に無償で経済的利益を得る場合にも、贈与とみなされ贈与税の課税対象（みなし贈与）になります。（相続税法第8条）。「みなし贈与の代表的なケース」：①債務引受の場合 ②債務免除の場合 ③第三者弁済（債務の“肩代わり”）

相続税

相続税について、納税資金も含めての検討・対策は必要。間違った情報に要注意。新たな借金で相続税を減らす提案は間違いです。（負債と同額の現金等の資産が増えるから）

相続税の専門家は意外と少ない。税務署でも、資産税部門の人員は全体の8%程度。

生前にできることは、今から少しずつ実施しておきましょう。

空き家にならないための対策

あなたの家も、「空き家予備軍」であるかもしれません。

- ① 「日頃の管理」：定期的なチェックと手入れ。
- ② 「相続登記の完了」、「登記簿と現状の一致」、「その他の権利関係の確認と整理」。
- ③ 「共有名義」のものは、「単独名義」などしておくこと。
- ④ 「登記済証」などの書類を点検しておくこと。
- ⑤ 「境界の位置確定」しておくこと。 ※確定には時間がかかり、売買も物納も困難に。
- ⑥ 「近隣との申合せ事項」を整理しておくこと。(越境物等)。
- ⑦ 「荷物の整理」(断捨離)など。 遺品整理は面倒で高額に。

※ 上記のように管理されている家は、売りやすく、貸しやすい「活きた財産」。売れない・貸せない「家」は、固定資産ばかりかかる「**負動産**」かもしれません。

遺品整理で起こる3つのトラブル

① 不法投棄問題

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」で、依頼した業者が不法投棄した場合、業者とともに依頼者も罰せられますから要注意です。領収書やハガキなどの個人情報から依頼者が特定されます。

② 料金のつり上げ

安い見積金額で契約して、契約外の荷物などを理由に、次々と料金つり上げてくる。

③ 金品の無断持ち出し

整理の現場に立ち会わせない業者に多い。

処分業者選びのポイント

- ①電話対応は丁寧か？ ②要望に柔軟に対応できるか？ ③スタッフが信頼出来そうか？
- ④遺品整理の実績は何件か？ ⑤必要な知識を勉強しているか？ ⑥古物商の許可

片付け料金の目安：神戸市のセミナー資料より

《事例1》2DKマンション：45Lゴミ袋120個、2tトラック2台半 約20万円

《事例2》1軒家：45Lゴミ袋200個以上、2tトラック5台 約40万円

廃棄物処理法は、何を定めた法律か

法律の目的と手段：現在の廃掃法は、第1条で、『この法律は、①廃棄物の排出を抑制し、及び②廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに③生活環境を清潔にすることにより、④生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。』と定めています。①②③は手段で、④の達成を目的としています。

廃棄物処理法とは？違反するとどうなるの？

日常的に家庭や事務所、工場などから出るごみは、指定された出し方で排出され、回収、処理が行われていますが、それには厳格なルールが存在し、違反をすれば、同法第25条1項6号により、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者も罰せられます。(五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。)

国連で採択された国際開発目標SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」のターゲットである12.5「廃棄物の発生防止、削減、リサイクルおよび再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」というものが掲げられています。

※ ゴミ元を断つ、排出時のちょっとした配慮は、身近なあなたのSDGsに。

成年後見制度

「成年後見制度」は、判断能力が不十分で法律行為(契約等)の意思決定が困難な人の能力を代理して補い、本人の財産や権利を守るために国が用意した社会保障としての「セーフティネット」の制度で、「法定後見」と「任意後見」の2種類があります。

「法定後見制度」は、既に認知症等判断能力が低下している方の権利擁護のために、家庭裁判所が、後見等の開始と後見人等を決定。

「任意後見制度」は、判断能力に問題のない方が、判断能力が低下した際に向けて、代理権の内容を決めて、公証人役場で、自ら指定する任意後見受任者を行う契約。

※ 完全な認知症等になると、法定後見制度以外はほぼ活用できません。認知症と言っても、1%～99%までの程度の幅があるので、できるだけ早めの対応が肝要です。

成年後見の内容

・後見人は、①財産管理と②身上監護の契約等の法律行為を、本人に代理して締結する。被後見人の生活の介助や身元保証はできません。

・法定後見人には、契約等の取消権がありますが、任意後見人にはありません。

・後見人は遺言(一身専属権)を代理作成できない。遺言作成は本人のみ。被後見人になっても、認知症の程度と状態で、本人が遺言可能の場合も(民973条)

・個人の権利擁護が目的で、財産は裁判所の管理下になり、家族の思いとは違ったことにもなります。2019年4月19日放映のNHKクロ現「親のお金が使えない」(法定後見で)社会的弱者の権利擁護のための制度ですが、制度を理解していないと、想定外のことに。

※認知症の相続人がいると、遺産分割協議に、成年後見人が必要となり、その後も継続します。法定後見が開始すると、被後見人がほぼ死亡するまで、裁判所の管理下で、後見人が土業等であれば、その報酬が必要になる。「遺言」が望ましいケースと言えます。

※ 制度の違いはありますが、米国では成年後見は避けるべきという論文もあります。

高齢期・相続の問題点と新しい解決手法《家族信託》

★【問題点】「認知症」等で判断能力がなくなると、契約等法律行為ができなくなります。法定成年後見制度が適用されると、家庭裁判所等の指導・管理の下、財産が後見人の管理

として凍結されたような状態になり、自由に使えなくなります。後見人は、年一回裁判所への財産関係の報告義務があります。遺言を書いても生前中は効力がありません。

★【信託契約と機能】 2007年9月30日の法改正で可能になった「民事信託」を応用して、家族内で「信託契約」を組成し、生前中の財産の管理・運用・処分やスムーズな資産承継に活用します。「認知症」や「相続」で必要となる ①存命中からの財産の管理、②成年後見、③遺言の「三つの機能」を、一枚の『家族信託契約書』でカバーできます。

★【効果】①認知症による財産凍結対策、②相続・争族・事業承継対策、③不動産の共有回避策、④親亡き後問題への対処等が、家族の中で、柔軟な対応が実現できます。

※ 家族信託との遺言信託（信託銀行等）との【相違点】

「遺言信託」は、信託銀行等で行われている「遺言」の作成・保管・執行のみのサービスで、**不動産は預かってくれません**。また、**死亡するまで何もできません**。経費も高額。『家族信託』は、**不動産を含めた財産を、所有者の生前・死後を通じて、家族内での運用・管理・処分が目的の管理手法**。家族内で行うので、初期の組成経費等以外の経費は不要。

【家族信託の三大構成要素】

①信託設定の目的、②信託期間、③残余財産の帰属。何十年も機能する制度ですので、①から順番に決めていけば、三者が矛盾しないスキームになります。

家族信託とは

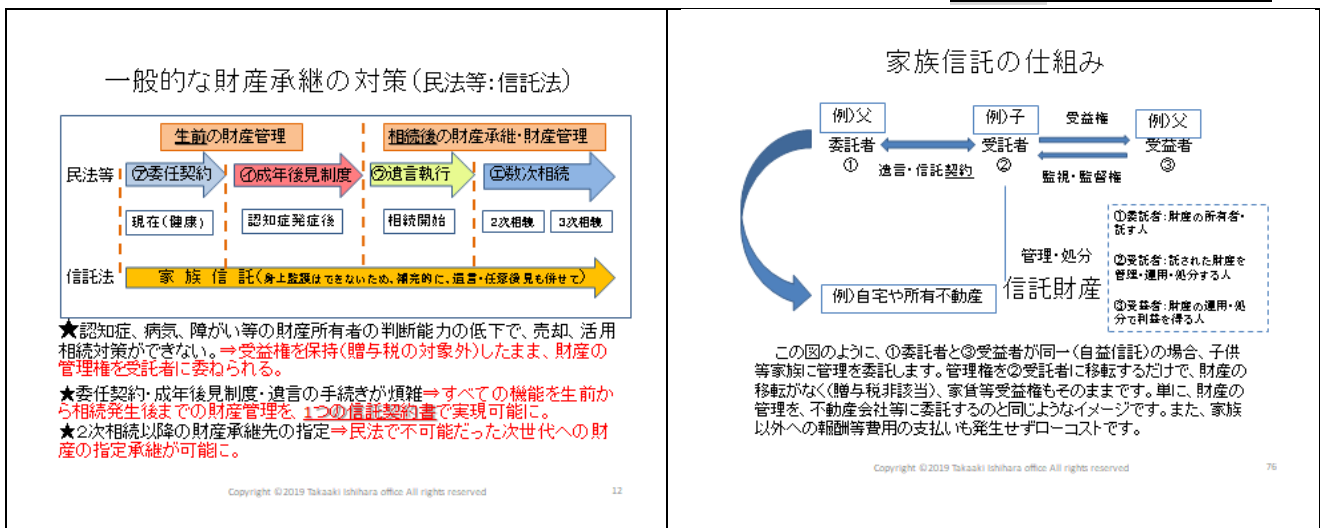
具体的に、「家族信託」とは、「契約」で、財産の①管理や②承継（相続）等を、家族に託す**財産管理の一つの手法**で、次の「三者構造」です。

①委託者（例：父）：財産を所有して預ける人

②受託者（例：子）：財産を預かり、管理・運用・処分する人

③受益者（例：父）：財産の運用・処分で受益権を有する人（実質の所有者）

※ 『実際のケース』では、①委託者と③受益者が同一（自益信託）で、②受託者への管理委託と変わりません。この場合、**財産価値の移動がないので、贈与税もかかりません**。



【売買契約】：2019年竜山中学校トライやる

コメダ珈琲松陽店にて

生徒：「いらっしゃいませ。ご注文は？」

客：「(450円の) ホットコーヒーを。」

生徒：「ホットのブレンドコーヒーですね。ミルクはお使いになられますか？」

客：「はい、ミルク付きをお願いします。」

生徒：「かしこまりました。」

【問題】

コーヒーは、いつ、お客様のものになりますか？ ほかの品物の売買も同じです。

- ① お金を払った時
- ② 品物を受け取った時
- ③ 店員が、かしこまりましたと言った時

【答え】

正解は③番。店員が、「かしこまりました。」と、客からの注文を正式に受け付けた瞬間に、コーヒーは客のものになります。法律的には、「**所有権**」が、店から客に移ります。厳密にいうと、もういないとは言えない状態に。

物の「売り買い（**売買契約**と言います）」では、売り手と買い手の意思（思い）が一致した時に、売買の契約は成立します。《ただし、物を引き渡した時に成立する契約もありますので、注意が必要です。》

売買契約（民法第555条）は、「民法」という法律でそのように定められています。このように、口頭でお互いに承諾して成立する契約を、「諾成契約」と言います。

なお、契約は、口約束で成立しますが、家や車のように、金額が大きく、複雑なものは、「**契約書**」という文書にまとめます。

「かしこまりました。」は、注文の確認だけではなく、コーヒーの売買契約を成立させる言葉でした。

徳島県の調査（別添資料）では、①のお金を払った時との答えが多く、学習後は正しく③と答えています。

※ この結果は、「所有権」が目に見えないことにより、その概念が薄弱になっており、具体性のある「商品」や「お金」を意識していることによるものと思えます。